



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社東邦システムサイエンス
代表者名 代表取締役社長 篠原 誠司
(コード番号 4333 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 高橋 誠
TEL 03-3868-6060

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除ならびに条数の繰上げ等、所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条（株券の発行）につきましては、決算合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第6条 (条文省略) (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。 ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。 (自己の株式の取得) 第9条 (条文省略) (単元未満株式の権利) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 第12条～第42条 (条文省略) (新設) (新設)	第1条～第6条 (現行どおり) (削除) (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除) (自己の株式の取得) 第8条 (現行どおり) (単元未満株式の権利) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 第11条～第41条 (現行どおり) 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月24日(水曜日)
定款変更の効力発生日 平成21年6月24日(水曜日)

以 上